

衆議院運輸委員会

議録第六号

昭和五十六年三月三十一日(火曜日)

午前十時三十四分開議

出席委員

委員長 小此木彦三郎君

理事 加藤 六月君

理事 楠橋 進君

理事 福岡 義登君

理事 西中 清君

理事 木部 佳昭君

理事 佐藤 文生君

理事 近岡理一郎君

理事 浜野 剛君

理事 古屋 亨君

理事 篠輪 登君

理事 井岡 大治君

理事 関谷 勝嗣君

理事 中村 宮崎

理事 正雄君

理事 米治君

正雄君

誠君

同日

辞任

古賀 誠君

阿部 文男君

泰道 三八君

森田 一君

水野 清君

補欠選任

吉村(眞)政府委員

山村新治郎君

井岡大治君

中林正十郎君

塙川正十郎君

三月二十八日

國鉄運賃上昇反対、ローカル線確保等に関する請願(三浦久君紹介)(第二二三二〇号)

国内用船外機の検査免除に関する請願(足立篤郎君紹介)(第二二三三三号)

國鉄運賃上昇反対、ローカル線確保等に関する請願(三浦久君紹介)(第二二三六四号)

同(齊藤滋与史君紹介)(第二二三六五号)

同(足立篤郎君紹介)(第二二三七八号)

同(齊藤滋与史君紹介)(第二二三九号)

同(小林恒人君紹介)(第二二三八〇号)

気象業務の整備拡充に関する請願(五十嵐広三君紹介)(第二二三六三号)

同(小林恒人君紹介)(第二二三八〇号)

○井岡委員 多くの同僚の諸君から御質問がございました。大体の様子はわかつたわけでございま

すが、ただ、この法案は四十二年に政府がコンテナ船の導入計画ということでおつくりになつて、

わが國の外貿定期船の整備がおくれているということ、それから二は、その整備を港湾管理者に行

わしめることは、港湾管理者の財政は港湾整備五年計画の増大などでこれらの埠頭の整備が十分期待できない。したがつて、從来のような公共事業による整備は限界に達しているので、公団を設置して整備をする、こうしたことだつたと思うのですが、間違ひありませんか。

○吉村(眞)政府委員 先生御指摘の、緊急な外貿埠頭の整備が、港湾管理者の從來の公共事業方式では困難であるというのが一つの理由でございま

すが、もう一つ理由がございまして、その理由は埠頭の効率的な運用を図らしめるということです。もちろん、そのためには効率的な運営というわけですが、それで、本來港湾整備を管理者に行わしめたいのだけれども、財政が非常に増大をして苦しいので、そのため従來の公共事業としてではなくて、港湾整備公団をつくつてこれをやらなければなりません。もちろん、そのためには効率的な運営ということが入つておりますし、同時に、そのためこそ専用バースにした、こういうように考へるわけです。その点を考えて、五十二年に福田内閣のもとで、外貿埠頭公団の所在地の港湾管理者に移管すること、こういう閣議決定をしていますね。間違ひありませんか。

○吉村(眞)政府委員 御指摘のとおりでございま

す。

○井岡委員 それが今度のいわゆる指定法人によ

ること、こういう間に変わった理由、これをひとつお聞かせください。

○吉村(眞)政府委員 御指摘のとおりでございま

す。

○井岡委員 もとへ戻りますが、四十二年の審議

の際に一番問題になつたのは、この公団を、これ

は整備をするだけですから、いわゆる建設をする

といふことが主たる目的ですから、建設が終わつた段階でその業務をどこに渡すのか、このままや

るのか、あるいはまた地方公共団体に移管をするのか、港湾管理者に移管をするのか、こういうこと

が論議になつたことは御記憶ですね。

○吉村(眞)政府委員 四十二年に公団の法律の制

定時に、借入金の償還が全部終わつた段階で、公

団の仕事が終わつた場合にはどういうふうに埠頭

いいましたこういった各港は、全国向けの外貿雑貨物の搬出搬入の拠点の港湾でございます。これらの港湾におきまして外貿埠頭の整備及び管理を行つておりますが、これは外国貿易の増進と実施をさせてきましたが、指定法人に業務が移管されました後も、ただいま申し上げましたことでございます。そういうことに着目いたしまして、今まで公団という国の組織によって実施をさせてきたわけでございますが、指定法人の政策との整合性も保持しながら、適切な外貿埠頭の整備あるいは統一的な管理を行わせていく必要性がございます。そういうことを担保するという意味で運輸大臣が監督をするということにいたしましたがござります。

したがつて、この運輸大臣の監督の規定と申しますのは、指定法人の業務の国家的重要性に着目して行われるものであります。整備計画及び事業計画の認可に際しましては、あらかじめ関係港湾管理者に協議をするということを法律の中にうたつております。こうしたことによりまして港湾管理者の港湾管理との整合性も十分に担保できるよう努めているわけでございます。こういうふうにいたしまして地方行政との矛盾のないよう法律をつくったわけでございます。

○井岡委員 そうすると、港湾管理者はどういう位置になるのですか。

○吉村(眞)政府委員 港湾管理者は、一般的に港湾の管理者といたしまして、先ほど申し上げましたように、運輸大臣が協議をいたしましたときに、港湾の管理の立場から意見をおっしゃるわけですがございますが、この法人につきましては財團法人の設立者でございますから、設立者である地方公共団体として地方自治法によつて監督をする道がございます。こういった監督は当然なされると思いますし、また寄付行為の定めるところによつて別途監督をするということもあり得るし、恐らくなされることと考えております。

いいましたこういった各港は、全国向けの外貿難貨貨物の搬出搬入の拠点の港湾でございまして、これらの港湾におきまして外貿埠頭の整備及び管理を行つておりますが、これは外國貿易の増進という国家的な目的を実現するために行つてゐるということです。そういうことに着目いたしまして、今まで公団という國の組織によつて実施をさせてきたわけでございますが、指定法人に業務が移管されました後も、ただいま申し上げましたような業務の國家的な重要性といいますものは何ら変わるものではございません。外航海運政策との整合性も保持しながら、適切な外貿埠頭の整備あるいは統一的な管理を行わせていく必要があるがございます。そういうことを担保するという意味で運輸大臣が監督をするということにいたしましたわけでございます。

○井岡委員 そうすると、やはり港湾管理者というのはサブですね。ということは、協議をする場合、大臣が港湾の運営について意見を聞くという程度でしょ。違うのですか。

○吉村(眞)政府委員 運輸大臣が事業計画の認可をいたさるにあつては、整備計画の認可をいたさりますとあるいは、港湾全体の管理者としての港湾管理者と協議をいたすわけでございまして、港湾管理者自身の法人に対する監督が、先ほど申し上げましたように、地方自治法の一般的監督にとどまつておりますのは、これは設立者でございまして、先ほどから申し上げておりますように、この法人はいわば港湾管理者の分身でございます。したがいまして、この程度の監督で十分であると看えたわけでございます。

○井岡委員 そんな言い方をすると、分身だ、この点を明確にしていいですね。

寄付行為に関するいろいろな問題を規定もいたしましたが、これは決して港湾管理者を縛るというよりはむしろ港湾審議会の御答申によりますように、この法人をスムーズに運営をして、円滑な承継が行われるための配慮からそういうことが書かれておるわけでございまして、考え方といたしましては、港湾管理者が設立するという点については先ほど申し上げたとおりでございます。

○井岡委員 指定法人をつくるのは港湾管理者がおつくりになる、それを大臣がお認めになる、こういうことなんですね。ここまであなた方の言つてることは間違つてないのです。ぼくが言つているのは、あなたは先ほど分身だ、こう言つてしまふでしよう。その分身というのとは間違ひないです。か、こういつて聞いているのです。

それを私がお聞きしたのは、五十二年の閣議の

た方は、移管という方法にはいろいろありますと
いうことで、指定法人のことを港湾管理者がこれ
を設立するのです、こういうようになりますと
たのです。そうして、分身だと言われたわけであ
ります。そうすると、この分身という言葉は一体何を
意味しているんだろうか。あなたは何を指してお
っしゃつておるのか、このことを聞いていいので
す。もう一度答えてください。先へ進もうと思
たけれども、これじゃちょっと進めませんよ。

○吉村(眞)政府委員 港湾管理者が設立をして、
港湾管理者が主体性を持つて運営をする法人とい
う意味で、分身と申し上げました。

○井岡委員 どうもその点については私は理解が
できません。できませんけれども、ここで分身論
議をやつておったのでは同じことをやりとりして
いるだけですから。ただ大臣、こういう過程のあ
ることだけは、十分やはり御承知おきいただきま
した。よろしく、進行をおどり

• 100 • 第二章 从“新民主主义”到“社会主义”的历史选择

臣、間違いありませんね。

○塩川国務大臣 港湾管理者が中心となつてこの法人を申請するのでござりますから、港湾管理者と表裏一体のものとなつてつくられるものである、これは間違いございません。

○井岡委員 どうもそのところが、日本語はお互いに適当に解釈するところがありますからね。表裏一体と分身とは大分違いますよ。表裏という限りにおいては二つに分かれているのです。分身だというのは一つのなにからこうなつてているんですね。だから、この点どうなんですか。大臣じゃなくともいいですが。

○吉村(眞)政府委員 分身と申し上げましたのは、港湾管理者が設立をするわけでございます。そういうことで、港湾管理者の意図がこの法人にはそのまま表現されるという意味で分身寄付行為の作成も港湾管理者がいたすわけでございます。そういうことで、港湾管理者の意図がこの法律の中にあります。この法律の中によつて申し上げたわけでございます。

んじれども、閣議というものは国の政治の大綱を決めるところだ。こういうように判断しているわけです。まあそう信じているわけです。この移管を弁いただいて、そうして分身だ、こう言われた。私は、閣議で移管するというのと分身だというのと、これを一体的に考えているのです。それががんばつくるというのは、分身というのと一体どういうものですかといって聞きたくなりますよ。どうなんですね。

○吉村(眞)政府委員 港湾管理者が設立をする、そして港湾管理者が主体的にこの法人の運営に当たるという意味で分身と申し上げたわけで、先ほど先生も御指摘のように、分身というのはそこから分かれていますが、別の個体でござります。

○井岡委員 ごまかさないでくださいよ。ほくは前に進もうと思つていたのですが、

移管をするということだが、これが大前提でしょう、こういって聞いたのですね。そうしたらあなた

て、仕事だけはさせられる。指定法人をつくるための仕事だけはさせられるけれども、何の意義と方法でおやりになるのか。私は、國の政治は大臣が総括責任をお持ちになるのは、これは当然だと思うのです。ところが、やはり港湾管理者として、その港湾における一元的な行政というものを持わっているわけです。どういう考え方の、どういうふうに一元的な方法をおやりになるのです。

○井岡委員 そうすると、やはり港湾管理者といふのはサブですね。ということは、協議をする場合、大臣が港湾の運営について意見を聞くという程度でしよう。違うのですか。

○吉村(眞)政府委員 運輸大臣が事業計画の認可でございますとかあるいは整備計画の認可をいたしましますときには、港湾全体の管理者としての港湾管理者と協議をいたすわけでございまして、港湾管理者自身の法人に対する監督が、先ほど申し上げましたように、地方自治法の一般的監督にとどまつておりますのは、これは設立者でございまして、先ほどから申し上げておりますように、この法人はいわば港湾管理者の分身でございます。したがいまして、この程度の監督で十分であると看えたわけでございます。

○井岡委員 そんな言い方をすると、分身だ、この点を明確にしていいですね。

大臣、これはだめを押しておきますよ。そうでないと、施行令をつくるんでしょう、その場合合

寄付行為に関するいろいろな問題を規定もいたしましたが、これは決して港湾管理者を縛る目的ではありません。むしろ港湾審議会の御答申にて、円滑な承継が行われるための配慮からそういうことが書かれておるわけでございまして、考え方といいたしましては、港湾管理者が設立するということについては先ほど申し上げたとおりでございます。

○井岡委員 指定法人をつくるのは港湾管理者がおつくりになる、それを大臣がお認めになる、こういうことなんですね。ここまでではあなた方の言つていることは間違つてないのです。ぼくが言つているのは、あなたは先ほど分身だ、こう言つてしまふ。その分身というのは間違いないですか、こういつて聞いているのです。

それを私がお聞きしたのは、五十二年の閣議の決定で管理者に移管するということを決められておる。私は、まあ大臣これはお答えになりませぬが、

た方は、移管という方法にはいろいろありますと
いうことで、指定法人のことを港湾管理者がこわら
を設立するのです、こういうようにすりかえられた
のです。そうして、分身だと言われたわけであ
す。そうすると、この分身という言葉は一体何を
意味しているんだろうか。あなたは何を指してお
っしゃつておるのか、このことを聞いているので
す。もう一度答えてください。先へ進もうと思つ
たけれども、これじゃちょっと進めませんよ。

○吉村(眞)政府委員 港湾管理者が設立をして、
港湾管理者が主体性を持って運営をする法人とい
う意味で、分身と申し上げました。

○井岡委員 どうもその点については私は理解が
できません。できませんけれども、ここで分身説
議をやつておったのでは同じことをやりとりして
いるだけですから。ただ大臣、こういう過程のあ
るところだけは、十分やはり御承知おきいただき
いと思うのです。ですから、施行令をおつくりし
なるときにはこの過程というものを十分に踏まえ

考えておりますし、当然のこととござりますが、港湾管理者がそれぞれの港の管理に一元的な責任を持つておりますことは明らかでございますから、その一元的な行政の権能はこの法人にも当然に及ぶわけでございます。

○井岡委員 この法人にも当然及ぶ、これは当然でしょうね。及ばなかつたらこれはもうひとり歩きしますよ。これじゃ一元的な港湾行政とは言えませんよ。そういう意味におけるものですか。それだけですか、港湾管理者といふのは。

○吉村(眞)政府委員 港湾管理者は一元的に港湾を管理しておりますから、その港湾管理者が管理しております中の外質埠頭をこの法人が管理をするということでござりますので、その間に意思の疎通がなればならないことは当然でございますので、この監督の規定の中にも、先ほども申し上げましたような協議の規定あるいは意見聴取の規定を入れておりますし、もちろんこの港湾でこの法人が定めます事業計画等は、港湾管理者が考えております港湾計画と当然一致しておらなければいけない。そういう意味の一元性を十分確保しておりますつもりでございます。

○井岡委員 そうすると、五十四年の十月十三日の海事新聞にこんな記事が載っているんです。十三日の正午前に、森山運輸大臣と鈴木東京都知事、横浜市の松林義幸助役との間でトップ会談が持たれた。そして、債権債務をそつくり引き受けます、業務は自治体が肩がわりします、こういふ申し出をしているわけです。これは明らかに港湾管理者としての態度を明らかにしているわけです。そうだとすると、いま言われたように、指定法人をつくること、それから港湾の中にあるから当然これらも一般的に港湾管理者が監督をする、こ

うと。全くやる気がなくて、あわてて、こういうようく言われてきたから、こういうことで初めて腰を上げられた、こういうように理解したいのですが、また、するのですよ。

このトップ会談というのは何のために持たれたのです。

○吉村(眞)政府委員 五十二年に、港湾管理者に移管するものとして諸条件の整備を図るという閣議決定がなされました。運輸省におきましては、これを検討する組織をすぐにその翌年の当初につけまして、港湾審議会では、いろんな利害関係者の方々が意見を十分に聞く必要があるということで懇親会を設置をされまして、五回ほど懇親会を開催をされております。そして、その懇親会の席上でありますとか、そういうところと意見の交換をくりまして検討を始めまして、港湾管理者でありますとか、あるいはこの埠頭を借り受けている利害関係者でありますとか、あるいは公団自身でありますとか、そういうふうな問題があるかということを調査をいたしました。その結果、埠頭の借受者と港湾管理者の意見の間にかなりの隔たりがありますことですとか、それから特に港湾管理者の中でも四港の港湾管理者の意見が必ずしも一致をしていない、いろんな意見があつてその間の意見の隔たりは非常に大きいということが判明したわけでござります。

そういう状態を踏まえまして、その間のいろんな問題点を煮詰めてまいつたのに、先ほど御指摘のござります二年間という期日がかかるつておるわけでございまして、そして二年ではございませんが、一年と数カ月で港湾管理者の間の意見があつたことは御指摘のとおりでございます。そのほか学識経験者と申しますか、中立といいますか、そういういた委員の方からは、そういった極端なやり方ではなくて、もつと中間的なものの方がよろしいのではないか、こういったいろんな御意見が出たわけでございます。

それで、そういう両方が出たからこういうふうになつたのではないかという先生の御指摘でございますが、私どもはそうではなくて、極端といいますか、管理者に直接持っていく案あるいは民間の株式会社に渡す案というような案は、それではよろしいという、先ほど御指摘のトップ会談がなされたわけでござります。基本的に受け入れられるという体制ができたものですから、それではささらに具体的に煮詰めようということで港湾審議会にお諮りを申し上げた、こういう経緯でござります。

○井岡委員 論理としてはそれで合っていますから、そのことについては私は深く追及しませんけれども、その中で、この審議会に諸問をされてから、いわゆる民間にこれを任せろ、こういうふうなことを言つていますね。民間団体はおれらに任せます。

○吉村(眞)政府委員 認可と申しますのは……(井岡委員)財團法人をつくっただけではいかないでしょ。これは財團法人として認知しなければいかぬでしょ」と呼ぶ) 法人の認可是、運輸省の所管の法人でございます。

○井岡委員 指定法人を監督するのは運輸大臣がやるのですか、それとも港湾管理者がやるのですか、どちらなんですか。

○吉村(眞)政府委員 先ほど申し上げましたように、運輸大臣がいたします。それから、公益法人の監督の業務は運輸省がいたすことになります。

○井岡委員 そうすると、港湾管理者は何もしないわけですね。

○吉村(眞)政府委員 先ほど申し上げましたように、港湾管理者は、地方自治法の関係で、この法

人の設立者でござりますから、たとえば監査でございますとか、それから定款の中にその監督の規定を置いて監督することは可能だと思っております。

○井岡委員

そうすると、どういんですか、その定款のひな形、こういうようなものはあるんですか。

○吉村(眞)政府委員

寄付行為のひな形は、まだ現在の段階ではつくっておりません。

○井岡委員

私も法人組織を何回かつくりましたけれども、これは財團法人ではありません、社団法人の法人をつくりましたけれども、必ずひな形があるわけです。もちろんそこにはいろいろあります。同時に、必ず入れなければいけない項目があるわけです。こういうのをまだおつくりになつてない、こういうことなんですね。

○吉村(眞)政府委員

大変一般的な意味のモデル寄付行為といつたようなものは持つております。同時に、あくまでも一般的なものでございま

すが、これはあくまでも一般的なモデルでござります。

○井岡委員

その際に港湾管理者的意見、こういふうをお聞きになりますか。

○吉村(眞)政府委員

港湾管理者とは、この問題を含めて今後密接に連絡をとり、打ち合わせをするつもりでございます。

○井岡委員

この点はぜひうしてください。うのをお聞きになりますか。

○吉村(眞)政府委員

港湾管理者とは、この問題を含めて今後密接に連絡をとり、打ち合わせをするつもりでございます。

○井岡委員

この点はぜひうしてください。うのをお聞きたい、そういう点を十分お聞きいただきたい、この点についてお頼みしておきます。

そこで、いよいよ港湾の運営というか、運営という大きなものではありますせんけれども、港湾と

の秩序を守る、こういう意味から委員会、理事会に会、こういうものをおつくりになって、理事会にかける場合は委員会の議を先に経なければいけない。この埠頭公園を運営する、こういう意味か

らのものは私は整っていると思うのです。ただ、何かを必要とするのではないか。

そこで、これは私の私案ですが、法制的にこうしたというのではありませんけれども、任意の港湾の全体の秩序というものを守るためにやはり港湾の運営委員会、委員会でも協議会でも結構あります。同時に、必ず入れなければならないものをつくる。そうして、それは港湾管理者あるいは港湾管理者が任命する職員、あるいは埠頭公園の専用埠頭を借りておられる方々の代表、あるいは港湾で働いておる労働組合、こういうのを入れた港湾運営委員会あるいは協議会、何でも結構ですが、こういう

ようなものをつくったらどうか、こういうように考へるのでですが、この点御所見を伺いたいと思ひます。

○吉村(眞)政府委員

先生の御提案は、この法人の内部組織としてそういうものをつくってはどうかという御意見だと思いますが、港湾審議会の御答申の中にも、先生の御提案に近い御意見が盛り込まれております。それで、それはお尋ねしたいと思ひます。

○吉村(眞)政府委員

この運営委員会は、いま申し上げましたように、直接的にこの埠頭の運営に対しても埠頭借受者

の意向のくみ上げを図る必要があるという観点から御提案をされておりますので、この構成員としましては港湾管理者、それから埠頭借受者の代表といいますか、そこから出てくる委員、それから

学識経験者、こういったメンバーを実は考えておりまして、私どもも港湾全体の秩序を保つ

ういう意味からはそういうふうにされるのが望ましいというふうに考えております。先ほど、別の場でそういう問題は意見のくみ上げが行われた方

がいいのではないかと申し上げたのは実はそのこ

とを考えおりましたので、こういった二者協議体制といったような仕組みが現在すでにあります

から、そういう意味ではないかといふふうに考へておるわけでございます。

○井岡委員

ぼくはせっかくおつくりになるのなら港湾全体の、だからぼくは秩序を保つためにどうぞお尋ねの方がいいのですよ。だから、埠頭の借受人の代表とかあるいは何だとか、こういうだけならそれだけのものになってしまふのじゃないか。秩序

だけのものになってしまふのじゃないか。秩序

だけのものになってしまふのじゃないか。秩序

だけのものになてしまふのじゃないか。秩序

この答申の中にも、公團時代に二者協議体制といふような形でそういう問題の処理が行われておりますが、そういう体制は今後とも引き続き継続した方がよろしいというふうな御指摘もいただ

いておりまして、私どもも港湾全体の秩序を保つ

ういう意味からはそういうふうにされるのが望ま

りますが、そういう意味ではないかといふふうに考へておるわけでございます。

○井岡委員

もう時間がございませんから、結論に入ります。

私は、二者協議体制はもつと発展させた方がいいと思うのです。こんなことを言つたらなんですか

けれども、私のいところはあるなにのために警官に殺されたのです。これはあなた方御存じないと

思います。私は後で知つたのですけれども、こう

いうトラブルがある。そういうことを考えて、運

営といふことに、協議会でもいいからそういう場

を、お互い顔を合わせますとけんかなんかはでき

ませんから、こういうものをつくつたらどうか、

こういうことを私は提案したわけです。このこと

もひとつどこかに置いておいていただきたいと思

うのです。そうして、二者協議体制といふものを使

ふうに強力なものに、強力といふ表現は、日本語

もつと強力なものに、強力といふ表現は、日本語

五

残念に思います。

この点について、ひとつ最後に大臣の今後の港湾行政についての考え方をお聞かせいただいて、私の質問を終わりたいと思います。

○塩川國務大臣 この移管につきましてはいろいろな経過がございまして、それは先ほども討議に出てきたとおりでございますが、要するに、今後港湾の管理運営それから設備の充実というようなものが一貫して行わなければいかぬということ、しかも、その点についての港湾管理者の意見を十分くみ取つてやつていくことが大事なことでございまして、それにつきましては、私たちも當時話し合いをしてまいりましたが、これらもその方針に従つて一層密接に話し合つてやつていきたいと思うております。

なお、二者協議体制というもの、御承知のように二つございます。これもやはり継続し、そして充実させていきたい、こう思つております。

○小此木委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○小此木委員長 これより討論に入ります。

○橋橋進君 討論の申し出がありますので、順次これを許します。

○橋橋進君 私は、自由民主党を代表いたしまして、本案に対し、賛成の討論を行うものであります。

京浜及び阪神外貿埠頭公團は、昭和四十二年に設立されて以来、コンテナ等の外航貨物の増加に対応して外貿埠頭の計画的な整備を推進するとともに、専用使用方式を採用することにより埠頭の効率的使用に貢献してきたところであります。今日その整備についてはほぼその目的を達成したことから、行政改革の一環として両公團の廃止が取り上げられ、この法律案が提案されるに至ったものであります。

本法律案は、このような状況にかんがみ、まず第一に、特殊法人である両公團を廃止することも

に、その業務を港湾管理者が設立する財團法人で

あって運輸大臣が指定するものに承継させることとし、現下の重要な政策課題である國の行政改革の要請にこたえようとするものであり、その意図は高く評価すべきものと考えます。

第二に、両公團の廃止問題の処理につきましては、公團自身を初め関係港湾管理者、埠頭借受者等関係者が多岐にわたり、処理すべき問題も数多くあつたわけありますが、この法律案の作成に至るまでにあらゆる努力と必要な手順が尽くされており、関係者の大方の合意を得ているものであります。

第三に、この法案においては、その業務の国家的重要性を配慮しつつも、港湾管理者の自主性にも配慮しております。國の監督は必要最小限度のものにとどめております。それとともに債権者の保護、埠頭借受者の意向の反映、公團職員の待遇等にも必要かつ十分な措置を講ずることとし、また今後の外貿埠頭の整備について政府の無利子貸し付けを行うこととする等、公團業務の円滑な承継と継続的実施につき内容的にも満足すべきものとなつております。

以上申し述べましたように、本法律案は行政改革の要請にこたえて両公團を廃止し、その業務量の減少を見合つた適正な組織主体へ移管し、公共性を確保しながら能率的、機動的な運営を図ることをねらいとした適切な内容の法律案であると考える次第であります。

政府は、本法律案の成立後、関係者と緊密な連絡をとりつつ業務の円滑な移管のために必要な措置を講ずるとともに、今後における外貿埠頭業務の適正な運営を確保することに努めるよう強く要望いたしまして、私の賛成討論を終わります。(拍手)

○小此木委員長 次に、伊賀定盛君。

○伊賀定盛君 私は、日本社会党を代表し、外貿埠頭公團の解散及び業務の承継に関する法律案に対する第一の理由は、本法律案が行政改革の名に付けており、法案に賛成できません。

反対の第一の理由は、本法律案が行政改革の名に付けており、法案に賛成できません。

本法律案は、従来の二つの公團の行ってきた業務を新たに設立する四つの財團法人に引き継ぐとするものであります。

公團を解散し、國の出資金の返還を求めることが当然のことであります。地方自治体の出資金を出えん金とし、財團法人がこれを受け入れ、從來の公團の業務をそのまま引き継ぐことは、國の特殊法人を地方に分散して存続させることにほかならず、これは政府の提案理由である特殊法人の整理統合とも反するものであり、國民の強く求め行政の簡素化、効率化には全く逆行するものであります。

第二に、本法律案は、特定の海運、倉庫大企業が外貿埠頭を独占して使用するという権益を全面的に保護していることであります。

反対の第一の理由は、法案では二つの外貿埠頭

公團を解散し、四つの財團法人にその業務を分割

承継させようとするものであります。これは行政改革の方向に逆行するものであります。また、容認することができます。二つの公團を一つに統合

することができません。二つの公團を一つに統合することが行政改革になるのであります。また、直接移管する方法もあるわけですが、これも避けており、法案に賛成できません。

第二の反対理由は、外貿埠頭の管理は広域的に行うことが必要であります。四分割して管理することは大きな弊害を伴います。

第三の反対理由は、政府の出資金を無利子貸し付けに切りかえることについてであります。このことは、外貿埠頭業務に財政面での負担増となるばかりか、資本減少により社会的に影響を及ぼすことも大きな問題であります。

以上、反対理由を述べ、私の反対討論を終わります。(拍手)

○小此木委員長 次に、三浦久君。

○三浦(久)委員 私は、日本共産党を代表して、外貿埠頭公團の解散及び業務の承継に関する法律案に対する第一の理由は、本法律案が行政改革の名に付けており、法案に賛成できません。

反対の第一の理由は、本法律案が行政改革の名に付けており、法案に賛成できません。

本法律案は、従来の二つの公團の行ってきた業務を新たに設立する四つの財團法人に引き継ぐとするものであります。

公團を解散し、國の出資金の返還を求めることが当然のことであります。地方自治体の出資金を出えん金とし、財團法人がこれを受け入れ、從

來の公團の業務をそのまま引き継ぐことは、國の

特殊法人を地方に分散して存続させることにほか

ならず、これは政府の提案理由である特殊法人の

整理統合とも反するものであり、國民の強く求め

行政の簡素化、効率化には全く逆行するもので

あります。

第二に、本法律案は、特定の海運、倉庫大企業が外貿埠頭を独占して使用するという権益を全面的に保護していることであります。

反対の第一の理由は、法案では二つの外貿埠頭

公團は、外貿埠頭を建設し、長期にわたって大企業に専用貸し付けを行つて、まさに大企業

奉仕を目的とした特殊法人として設立されたものであり、わが党は設立当時も反対をいたしました。今回、埠頭の貸付契約の引き継ぎを初め、貸付条件、貸付料に至るまで、法律条項により、從来と変更ないものと規定しておりますが、こうした特定の大手海運、倉庫会社の権益をあくまで擁護する本法律案は断じて容認できないものであります。

第三に、承継する財團法人は運輸大臣の強い監督下に置かれており、港湾管理者の意向や地方議会の意思が反映されないとあります。本来港湾は、公共施設として、港湾法に定めるように、港湾管理者の管理運営のもとに建設、管理運営が民主的に行われるべきであります。

わが党は、この立場から本法律案に反対し、眞に行政の簡素化、効率化のため地方自治体への全面移管を要求し、討論を終わります。(拍手)

○小此木委員長 これにて討論を終局いたしました。

○小此木委員長 これより採決いたします。

内閣提出、外貿埠頭公團の解散及び業務の承継に関する法律案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小此木委員長 起立多数。よつて、本法律案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○小此木委員長 この際、本案に対し、橋橋進君

外三名から、自由民主党、日本社会党、公明党・国民会議及び民社党・国民連合の四派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されてお

ります。

まず、提出者から趣旨の説明を求めます。橋橋

進君。

○橋橋委員 ただいま議題となりました本案に対する附帯決議を付すべしとの動議につきまして、自由民主党、日本社会党、公明党・国民会議及び民社党・国民連合を代表いたしまして、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律案に対する附帯決議案)

政府は、本法施行に当たり、特に左記事項につき適切な措置を講すべきである。

一、両公団から指定法人への移行に際しては、港湾管理者、埠頭借受者、職員団体との連携を密にして行うよう指導すること。

二、両公団の職員は、指定法人が雇用することとし、賃金、年金等その待遇については公団在職時に比べて不利益にならないよう誠意をもつて対処すること。

三、指定法人に対し、組織及び要員の簡素化を図る等能率的な経営を行うよう十分指導し、埠頭借受者の負担が過重にならないよう配慮すること。

四、東京湾及び大阪湾における港湾の広域的管理運営がはかられるよう指定法人により構成される協議会を設置すること。

以上であります。

本附帯決議案は、当委員会における本案審査におきまして委員各位から述べられた御意見及び御指摘のありました問題につきましてこれを取りまとめたものでありまして、本法の実施に当たり、政府において特に留意して措置すべきところを明らかにし、本委員会の決議をもつてその実施に遗漏なきを期することといたすものであります。

以上をもつて、本動議の趣旨説明を終わります。何とぞ御賛成賜りますようお願い申し上げます。

○小此木委員長 以上で趣旨の説明は終わりま

た。採決いたします。

橋橋進君外三名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小此木委員長 起立多数。よって、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

たします。塩川運輸大臣。

○塩川國務大臣 ただいま議題となりました広域港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

ます。

地方公共団体の長及び港湾管理者の長から選任された者より構成される管理委員会を置き、定款の変更、広域処理場の整備に関する基本計画の作成等につきまして議決を経ることとしております。

第三に、広域臨海環境整備センターの業務とい

たしましては、港湾管理者の委託に基づく廃棄物埋立護岸の建設及び当該施設における廃棄物の海面埋め立てによる土地の造成、地方公共団体の委託に基づく一般廃棄物等の最終処分場の建設及び当該施設における一般廃棄物等の海面埋め立て等を行ふこととしております。

第四に、広域臨海環境整備センターは、広域処理場の都府県及び広域処理場整備対象港湾の港湾管理者に協議して、広域処理場の整備に関する基本的事項を定めた基本計画を作成して、厚生大臣及び運輸大臣の認可を受けることとしておりま

○小此木委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案の委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔御異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小此木委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

○塩川國務大臣 ただいま議題となりました広域港湾整備センターファンの提案理由につきまして御説明申し上げます。

大都市圏においては、廃棄物の発生量は膨大なものとなつておりますが、これらの区域では土地

が高密度に利用されているため、内陸部において廃棄物の最終処分場を確保することは著しく困難な状況にあり、市町村はもとより都府県の区域を越えて廃棄物を広域的に処理するための海面埋立処分場の確保が強く要請されております。

一方、大都市圏における港湾では、背後の都市

の健全な発展と活動を支えるため、港湾機能の一層の拡充、臨海部における再開発等を図る必要があり、そのためには、港湾における水域利用との調整をとりつけ埋め立てによる用地確保に努める必要があります。

このようない要請に対処するため、関係地方公共団体及び関係港湾管理者が共同して広域臨海環境整備センターを設立し、港湾において広域的処理

を必要とする廃棄物の海面埋め立てを行うための広域処理場を建設し、廃棄物による海面埋め立てを行い、あわせて土地を造成する等の業務を行わせることといたしまして、この法律を提案することとした次第であります。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

第一に、広域臨海環境整備センターは、その区域の全部または一部が広域処理対象区域内にある

地方公共団体の長及び広域処理場整備対象港湾の

港湾管理者の長が発起人となり、厚生大臣及び運

輸大臣の認可を受けて設立されることとしており

ます。

このような見地から、政府は、数次にわたり港

湾整備五ヵ年計画を策定し、港湾の整備の計画的

な実施を銳意推進してまいりましたが、昭和五十

年代後半におきましても、港湾取扱貨物量の着実

な増加が見込まれるばかりでなく、さらに、貨物

輸送の合理化、厳しいエネルギー情勢への対応、地域振興のための基盤施設の整備、船舶航行等の安全の確保、地域防災の推進、港湾及び海洋の環境の整備等の必要性が増大しており、港湾の整備に対する要請は量的に増大するとともにますます多様化し、かつ、差し迫ったものとなつております。

このような情勢にかんがみ、港湾の整備を引き続き強力かつ計画的に実施するため、このたび、港湾整備緊急措置法の一部を改正し、昭和五十六年度を初年度とする新しい港湾整備五カ年計画を策定することとした次第であります。

以上が、この法律案を提案する理由であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○小此木委員長 これにて両案の趣旨の説明は終りました。

次回は、来る四月二日午前十一時理事会を開会することとし、本日は、これにて散会いたしました。

午前十一時五十一分散会

広域臨海環境整備センター法案

目次

- 第一章 総則
- 第二章 設立
- 第三章 管理
- 第四章 業務
- 第五章 財務及び会計
- 第六章 解散及び清算
- 第七章 監督
- 第八章 雑則
- 第九章 罰則
- 第十章 附則

(目的) 第一章 総則

第一条 広域臨海環境整備センターは、廃棄物の廣域的な処理が必要であると認められる区域において生じた廃棄物の適正な海面埋立てによる処理及びこれによる港湾の秩序ある整備を図るため、環境の保全に留意しつつ港湾において広域処理場の建設、管理等の業務を行うことにより、生活環境の保全及び地域の均衡ある発展に資することを目的とする。

(定義等)

第二条 この法律において「広域処理場」とは、二以上の都府県において生じた廃棄物による海面埋立てを行ふための施設であつて、次に掲げるものによつて構成されるものをいう。

一 潜灣法(昭和二十五年法律第二百八十八号)第二条第五項第九号の二に規定する廃棄物埋立護岸

二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第二百三十七号)以下「廃棄物処理法」という)第二条第二項に規定する一般廃棄物(以下「一般廃棄物」という)の最終処分場であつて、港湾区域(港湾法第二条第三項に規定する港湾区域をいう。次号において同じ。)内に設置されるもの(前号に掲げるものを除く。)

三 廃棄物処理法第二条第三項に規定する産業廃棄物(以下「産業廃棄物」という)の最終処分場であつて、港湾区域内に設置されるもの(第一号に掲げるものを除く。)

四 前三号に掲げる施設の円滑かつ効率的な運営を確保するために必要な廃棄物の搬入施設

その他の政令で定める施設

(第二条)

2 この法律において「広域処理対象区域」とは、一つの都府県の区域をこえた廃棄物の広域的な処理が適当であり、かつ、その処理のために海面埋立てを行うことが特に必要であると認められることとして厚生大臣が指定するものをいう。

この法律において「広域処理場整備対象港湾」

とは、広域処理対象区域において生じた廃棄物の処理を行う広域処理場の整備を行うことがそ

の秩序ある整備に資することとなると認められる港湾として運輸大臣が指定するものをいう。

4 厚生大臣又は運輸大臣は、それぞれ、第二項又は前項に規定する広域処理対象区域又は広域処理場整備対象港湾を指定しようとするときは、あらかじめ、相互に協議するほか、その区域の全部又は一部を広域処理対象区域とすることが適当と認められる都府県及び市町村又は広域処理場整備対象港湾をすることが適當と認められる港湾の港湾管理者の意見を聽かなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

(法人格)

第三条 広域臨海環境整備センター(以下「センター」という)は、法人とする。

2 センターの定款の変更是、主務大臣の認可を受けなければならない。

3 (登記)

2 センターは、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

4 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者者に对抗することができない。

5 (民法の準用)

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者者に对抗することができない。

6 (第二章 設立)

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者者に対抗することができない。

7 (第二章 設立)

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者者に対抗することができない。

8 (第二章 設立)

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者者に対抗することができない。

9 (第二章 設立)

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者者に対抗することができない。

10 (第二章 設立)

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者者に対抗することができない。

11 (第二章 設立)

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者者に対抗することができない。

12 (第二章 設立)

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者者に対抗することができない。

13 (第二章 設立)

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者者に対抗することができない。

14 (第二章 設立)

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者者に対抗することができない。

15 (第二章 設立)

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者者に対抗することができない。

16 (第二章 設立)

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者者に対抗することができない。

三 広域処理対象区域及び広域処理場整備対象港湾

四 事務所の所在地

五 資本金、出資及び資産に関する事項

六 管理委員会の委員の定数、任期、選任、解任その他の管理委員会に関する事項

七 役員の定数、任期、選任、解任その他の役員に関する事項

八 業務及びその執行に関する事項

九 財務及び会計に関する事項

十 定款の変更に関する事項

十一 解散に関する事項

十二 公告の方法

十三 (登記)

14 (民法の準用)

15 (第二章 設立)

16 (第二章 設立)

17 (第二章 設立)

18 (第二章 設立)

19 (第二章 設立)

20 (第二章 設立)

21 (第二章 設立)

22 (第二章 設立)

23 (第二章 設立)

24 (第二章 設立)

25 (第二章 設立)

26 (第二章 設立)

27 (第二章 設立)

28 (第二章 設立)

29 (第二章 設立)

30 (第二章 設立)

31 (第二章 設立)

32 (第二章 設立)

33 (第二章 設立)

34 (第二章 設立)

35 (第二章 設立)

36 (第二章 設立)

37 (第二章 設立)

38 (第二章 設立)

39 (第二章 設立)

40 (第二章 設立)

(役員となるべき者の指名等)
第十一條 発起人は、センターの役員となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名されたセンターの役員となるべき者は、センターの成立の時においてセンターの役員となるものとし、その任期は、最初の管理委員会において理事長及び監事が選任されるまでの間とする。(事務の引継ぎ)

第十二條 設立の認可があつたときは、発起人は、遅滞なく、その事務をセンターの理事長となるべき者に引き継がなければならない。

2 センターの理事長となるべき者は、前項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、出資の募集に応じた関係地方公共団体及び関係港湾管理者に対し、出資金の払込みを求めるべき者には、その事務をセンターの理事長となるべき者に引き継がなければならない。

(設立の登記)

第十三條 センターの理事長となるべき者は、前条第二項の規定による出資金の払込みがあつたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、センターは、設立の登記をしなければならない。

(第三章 管理)

(管理委員会の設置及び委員)

第十四条 センターに、管理委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

3 委員長は、委員会の会務を總理する。

4 委員の選任は、センターに出資した地方公共団体の長及び港湾管理者の長のそれぞれの互選による。

(管理委員会の権限)

第十五条 次の事項については、委員会の議決を経なければならない。

1 一定款の変更

2 広域処理場の整備に関する基本計画及び実

三 施計画の作成又は変更
四 予算、事業計画及び資金計画の作成又は変更
五 重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、定款で定める

更

(委員の公務員たる性質)

第五条 委員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第六条 委員は、刑罰(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(役員等)

第七条 センターに、役員として、理事長、副理事長、理事及び監事を置く。ただし、センターは、定款で定めるところにより、副理事長を置かないことができる。

第八条 理事長及び監事は、委員会が選任する。

第九条 副理事長及び理事は、委員会の同意を得て、理事長が任命する。

第十条 センターの職員は、理事長が任命する。

(役員の職務及び権限等)

第十八条 理事長は、センターを代表し、その業務を総理する。

第十九条 副理事長は、センターを代表し、定款で定められたところにより、理事長を補佐してセンターの業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

第二十条 理事は、定款で定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐してセンターの業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行なう。

第二十一条 監事は、センターの業務を監査する。

第二十二条 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長、委員会又は主務大臣に意見を提出することができる。

第二十三条 センターと理事長又は副理事長との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事がセンターを代表する。

(基本計画)

第二十四条 センターは、前条第一号から第三号までの業務に関し、次の事項を定めた基本計画を作成しなければならない。

一 広域処理場の位置及び規模に関する事項

二 広域処理場において処理する廃棄物の受入

三 対象区域並びに廃棄物の種類、量及び受け入れの基準に関する事項

四 広域処理場における廃棄物による海面埋立

7 第十六条の規定は、役員及び職員について準用する。

(第四章 業務)

第一項 センターは、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なうこと。

一 港湾管理者の委託を受けて、次の業務を行なうこと。

イ 第二条第一項第一号に掲げる施設の建設及び改良、維持その他の管理

ロ イに掲げる施設における廃棄物による海面埋立てにより行なう土地の造成

二 地方公共団体の委託を受けて、次の業務を行なうこと。

イ 第二条第一項第二号に掲げる施設及び同項第三号に掲げる施設(政令で定める部分に限る。)の建設及び改良、維持その他の管理を行うこと。

二 広域処理場の位置及び規模と受け入れられる廃棄物の種類及び量並びに受入対象区域が相応していること。

一 広域処理場の建設工事の施行並びに廃棄物の搬入及びこれによる海面埋立てが、円滑かつ能率的に行われるよう配慮されていること。

三 造成された土地が、港湾の機能の増進及び周辺地域における生活環境の向上に寄与するよう利用されるものであること。

四 廃棄物の受入れの基準が、関係地方公共団体が実施する廃棄物の減量化等の施策の推進に寄与するものであること。

三 造成された土地が、港湾の機能の増進及び周辺地域における生活環境の向上に寄与するよう利用されるものであること。

四 廃棄物の受入れの基準が、関係地方公共団体が実施する廃棄物の減量化等の施策の推進に寄与するものであること。

五 広域処理場の位置及び規模の決定並びにその建設工事の施行並びに廃棄物の搬入及びこれによる海面埋立てに当たって、輸送活動、漁業生産活動その他の港湾及びその周辺の海域における活動との調整並びに周辺地域における生活環境並びに港湾及びその周辺の海洋環境の保全について十分配慮することとされていること。

六 広域処理場における廃棄物による海面埋立

ての実施に関する事項

七 前各号に掲げるもののほか、広域処理場の整備に関する事項

六 広域処理場の整備に伴う環境保全上の措置に關する事項

七 前各号に掲げるもののほか、広域処理場の整備に関する事項

きは、あらかじめ、港湾審議会の意見を聴くものとする。

6 センターは、基本計画について第三項の主務省令で定める輕微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならぬ。

7 センターは、基本計画を作成し、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、その区域の全部又は一部が広域処理対象区域にある都府県及び広域処理場整備対象港湾の港湾管理者に協議しなければならない。

（実施計画）

第二十一条 センターは、第十九条第一号から第三十二条 センターは、第十九条第一号から第三号までの業務を行おうとするときは、主務省令で定めるところにより、基本計画に基づいて実施計画を作成し、主務大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 センターは、前項の実施計画を作成し、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、センターが委託を受けてその業務を行う地方公共団体及び港湾管理者に協議しなければならない。

（事業年度）

第二十二条 センターの事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。ただし、最初の事業年度は、成立の日に始まり、その後最初の三月三十一日に終わる。

（予算等）

第二十三条 センターは、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に（最初の事業年度にあつては、成立後遅滞なく）、主務大臣並びにセンターに出資した地方公共団体及び港湾管理者に提出しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

（財務諸表等）

二十四条 センターは、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書及び事業報告書（以下「財務諸表等」という。）を作成し、当該事業年度終了後三月以内に主務大臣並びにセンターに提出しなければならない。

表、損益計算書及び事業報告書（以下「財務諸表等」という。）を作成し、当該事業年度終了後三月以内に主務大臣並びにセンターに提出しなければならない。

2 センターは、前項の規定により財務諸表等を提出するときは、これに、財務諸表等に関する監事の意見書を添付しなければならない。

（予納金）

第二十五条 センターは、主務省令で定めるところにより、地方公共団体及び港湾管理者以外の者であつて、センターに対し廃棄物の処理を委託するものから、広域処理場に係る経費の一部を予納金として徴収することができる。

（補助金の交付等）

第二十六条 センターが第十九条の規定により地方公共団体又は港湾管理者の委託を受けて広域処理場の建設又は改良の工事を行う場合におけるその工事に要する費用に関する國の補助については、地方公共団体又は港湾管理者に対し交付すべき補助金は、センターに対し交付することができる。

2 前項の規定により補助金がセンターに交付された場合には、センターは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）の適用については、補助事業者等とみなす。

（事業年度）

第二十七条 第十九条の業務の実施により建設される広域処理場に係る財産の管理及び処分の方針その他の財産の管理及び処分に関し必要な事項は、政令で定める。

（財産の処分等）

2 前項の財産について政令で定める期間内に処理された場合において、その処分額から

政令で定める費用の額を控除してなお残余があるときは、その残余の額は、政令で定めるところにより、その広域処理場の建設又は改良の工事に要した費用を自ら負担した者及び補助した者に分配する。その財産についてその期間を超えた場合に

えて管理が行われることとなる場合においてその財産に係るその期間満了の時における評価額があるときも、同様とする。

第二十八条 この法律に規定するもののほか、センターの財務及び会計に關し必要な事項は、主務省令で定める。

（主務省令への委任）

第六章 解散及び清算

（解散）

第二十九条 センターは、次の事由によつて解散する。

一 定款で定める解散事由の発生

二 破産

2 センターは、前項第一号の規定により解散しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認可を受けなければならない。

（清算人）

2 センターが解散したときは、破産によつて解散した場合を除き、理事長、副理事長及び理事がその清算人となる。

2 理事長、副理事長又は理事であつた清算人は、それぞれ第十八条第一項から第三項までの規定を準用する。

（清算事務）

第三十条 センターが解散したときは、破産によつて解散した場合を除き、理事長、副理事長及び理事がその清算人となる。

2 理事長、副理事長又は理事であつた清算人は、それぞれ第十八条第一項から第三項までの規定を準用する。

（監督命令）

第三十一条 清算人は、センターの債務を弁済してなお残余財産があるときは、これをセンターに出资した地方公共団体及び港湾管理者に対して、その出資の額に応じて分配しなければならない。

（民法及び非訟事件手続法の準用）

第三十二条 民法第七十三条、第七十五条、第七十六条、第七十七条第二項（届出に關する部分に限る。）及び第七十八条から第八十三条まで並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条第二項、第三十六条、第三十七

項、第百三十六条、第百三十七条並びに第百三十八条の規定は、センターの解散及び清算について適用する。この場合において、民法第七十五条中「前条」とあるのは、「広域臨海環境整備

センター法（昭和五十六年法律第号）第三十条第一項」と読み替えるものとする。

第七章 監督

（報告及び検査）

第三十三条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、センターに対しその業務及び資産の状況に關し報告をさせ、又はその職員に、センターの事務所その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を攬帶し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（監督命令）

第三十四条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、センターに対し、その業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

2 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（他の法令の準用）

第三十五条 不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）及び政令で定めるその他の法令につ

いては、政令で定めるところにより、センターを地方公共団体とみなして、これらの法令を準用する。

（主務大臣等）

第三十六条 この法律において、主務大臣は厚生大臣及び運輸大臣とし、主務省令は主務大臣の発する命令とする。

（第九章 罰則）

第三十七条 第三十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の

える。

十の二 広域臨海環境整備センターを指導監

督すること。

第九条の二第二項中「第十一号」を「第十号の二」に改める。

(運輸省設置法の一部改正)

第十二条 運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)の一部を次のよう改定する。

第四条第一項第二十五号の三の次に次の一号を加える。

二十五の四 広域臨海環境整備センターを監督すること。

二十六条第一項第六号の二の次に次の一号を加える。

六の三 広域臨海環境整備センターに関すること。

第二十六条第一項第六号の二の次に次の一号を加える。

理由
大都市及びその周辺の区域において廃棄物の埋立処分地の確保が困難になつてゐる現状にかんがみ、広域的な廃棄物の処理及び港湾の秩序ある整備を図り、生活環境の保全及び地域の均衡ある発展に資するため、環境の保全に留意しつつ港湾において広域処理場の建設、管理等の業務を行う広域臨海環境整備センターの設立、管理等について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律案

港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律
港湾整備緊急措置法(昭和三十六年法律第二十四号)の一部を次のように改定する。

第三条第一項中「昭和五十一年度」を「昭和五十六年度」に改める。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 港湾整備特別会計法(昭和三十六年法律第二十五号)の一部を次のように改定する。

附則第十六項を次のように改める。

16 港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律
(昭和五十六年法律第 号)による改正前の港湾整備緊急措置法第三条に規定する港湾整備五箇年計画に係る港湾整備事業で国が施行したもの(昭和五十五年度以前の年度に会計の予算で昭和五十六年度以後の年度に繰り越したものにより國が施行する港湾整備事業を含む)は、第一条第一項に規定する港湾整備事業で國が施行するものに含まれるものとする。

理由
貨物輸送の合理化、エネルギー情勢への対応、地域振興のための基盤施設の整備等の必要性が増大している実情にかんがみ、港湾整備事業の緊急かつ計画的な実施を更に促進するため、昭和五十六年度を初年度とする新港湾整備五箇年計画を策定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。